Press Release



報道関係者各位 令和7年9月22日

令和7年度舞鶴市北吸墓園の使用者募集について

舞鶴市北吸墓園の空き区画について、使用者募集を次のとおり行いますので、お知らせします。

記

- 1. 墓園名 舞鶴市北吸墓園
- 2. 墓園場所 舞鶴市字北吸1051番地 (三宅団地前バス停から南へ徒歩約5分)
- 3. 募集区画数 37 区画
- 4. 応募資格 本市に住所を有するものであって、祭祀を主宰するもの
- 5. 墓地の構造・規格等
 - (1)1区画は4平方(元(2元四方)
 - (2) 墓碑、納骨室など、施設の大きさ、型、設置規準は市が条例等で定めたとおり。
- 6. 使用者が守らなければならないこと 使用許可を受けた日から3年以内に、規定の墳墓を設けること。
- 7. 使用料 1区画25万円(初年度のみ)
- 8. 管理料 4,200円(年間)
- 9. 応募 1世帯1人に限る。(既に北吸墓園を使用されている世帯は不可)
- 10. 申込受付期間と申込受付場所
 - (1)受付期間 10月1日(水)~21日(火)

平日 午前8時30分~午後5時15分まで

(2)受付場所 市役所生活環境課、西支所又は加佐分室

郵送の場合は、市役所生活環境課へ。

電子申請の場合は、専用の申し込みフォームから。

- ※募集要項及び申込書は10月1日(水)から市役所生活環境課、西支所、加佐分室で配布。 ホームページにも掲載。
- 11. 使用場所の決定について 公開抽選で決定。

